

広島県告示第八百四十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十年十月十六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

佐戸島建設株式会社

福山市曙町三丁目二三番一四号

代表取締役 渡邊 賢司

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（特―二〇）第〇〇〇一七七号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

（注一）「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工
事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注二）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十年十月三十一日から平成二十年十一月十四日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、建築一式工事に該当する、平成十九年五月に発注者から直接請け負った民間の工場新築工事の施工において、同工事現場に適切な監理技術者を配置しなかった。このことが、建設業法第二十八条第一項第五号に該当すると認められる。